

## 入札公告

建設工事等に係る請負等について、次のとおり総合評価落札方式一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により次のとおり公告します。

なお、この工事は、低入札価格調査制度の対象となる建築工事です。

また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条の規定により全ての入札参加者に対し入札金額の内訳を記載した書類の提出を求めます。

落札者には、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第12条第1項に基づく書面説明について、書面提出を求めます。

本工事は、奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号。以下「公契約条例」といいます。）第2条第2号に規定する特定公契約（以下「特定公契約」といいます。）に該当するものです。

令和8年4月28日

奈良県知事 山下 真

### 第1 競争入札に付する事項等

- 1 工事名 本庁舎屋上広場改修工事  
工事番号 県第R8-工1号
- 2 工事場所 奈良市登大路町 地内
- 3 工事概要 ○県庁舎 主棟 RC造 地上6階・地下2階建て 17,499㎡  
【工事業務】
  - ・屋上広場改修工事
  - ・上記に伴う機械設備、電気設備工事等
- 4 工事期間 令和8年6月29日（予定）から令和9年6月25日まで
- 5 入札保証金 免除
- 6 契約保証金 契約保証金は奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条に定めるところによります。
- 7 入札方法 郵便による入札
- 8 入札回数 1回
- 9 落札者の決定方法 総合評価落札方式により決定
- 10 前払金 請求可
- 11 議会の議決 不要
- 12 予定価格の額及び調査基準価格の額
  - (1) 予定価格  
金 320,573,000円  
(消費税及び地方消費税（計10%）を含みます。)

#### (2) 調査基準価格

金 294,926,500円

(消費税及び地方消費税(計10%)を含みます。)

- 13 支払予定額 令和8年度 6%、令和9年度 94%  
(契約をする際に変更となることがあります。)

## 第2 競争入札に参加する者に必要な資格

奈良県建設工事等競争入札参加資格を有する単体の建設業者、又は建設業者2者で構成される特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」といいます。)であって、次に掲げる条件を全て満たした者(共同企業体としてこの工事の入札に参加する者は、共同企業体を構成する建設業者(以下「共同企業体構成員」といいます。)のいずれもが次に掲げる条件を全て満たした共同企業体)で、かつ、第3に定める競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格の確認を受けた者のみが、この工事の入札に参加することができます。

ただし、共同企業体構成員としてこの工事の入札に参加する建設業者は、単体の建設業者及び2以上の共同企業体の構成員として、この工事の入札に参加することはできません。

共同企業体としてこの工事の入札に参加する者にあつては、共同企業体構成員の出資比率は、いずれも30%以上であり、かつ共同企業体の代表者の出資比率は、共同企業体構成員中最大又は最大と同比率でなければなりません。

1 奈良県建設工事等競争入札参加資格	登録業種	建築一式
		令和7年度の登録とします。ただし、令和8年度の奈良県建設工事等競争入札参加資格審査申請において、当該登録業種の申請を行っていない場合は参加することができません。
2 建設業の許可	業種	建築工事業
	種別	特定建設業許可
3 本店の所在地に関する条件	建設業法に基づく「建築工事業」の許可を受けている本店が奈良県内にあり、奈良県建設工事等競争入札参加資格の建築一式工事の等級がA等級であること(令和7年度の格付けによります)。 又は、建設業法に基づく「建築工事業」の許可を受けている奈良県内の営業所で、奈良県建設工事等競争入札参加資格を有すること。	
4 経営事項審査の総合評定値に関する条件	単独の建設業者、又は共同企業体の代表者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項に規定する経営事項審査(有効期間内にある直近のもの。)の結果における建築工事の総合評定値が900点以上であること。	
5 設計業務の受託者との関連に関する条件	次に掲げるこの工事の入札に係る設計業務の受託者と資本又は人事面において関連があ	

る者でないこと。

名 称：株式会社内藤建築事務所奈良事務所

所在地：奈良県橿原市八木町1-7-3

6 配置技術者に関する条件

次の条件を満たす技術者をこの工事を行う期間中専任で1名（共同企業体としてこの工事の入札に参加する者にあつては共同企業体構成員ごとに各1名）配置できること。ただし、監理技術者を置くことが必要な工事では、（共同企業体としてこの工事の入札に参加する者にあつては、共同企業体の代表者において）監理技術者を配置すること。

なお、契約日から工事開始指定日の前日までの期間は、技術者の配置を要しません。

①入札説明書1の（3）の配置予定技術者の資格要件を満たす者。

②平成22年4月1日以降、競争入札参加資格確認申請書の提出日までに完成し、引渡し完了した1の登録業種に係る工事の従事経験を有する者。

③競争入札参加資格確認申請書の提出の日以前に3か月以上の雇用関係にある者。

④監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、競争入札参加資格確認申請書の提出日において有効期限内の「監理技術者資格者証」（上記建設業の許可業種）及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者であること。

7 現場代理人に関する条件

競争入札参加資格確認申請書の提出の日以前に3か月以上の雇用関係にある者を現場代理人として1名配置できること。

なお、現場代理人、配置技術者（監理技術者（監理技術者補佐を置く場合は監理技術者補佐）又は主任技術者）及び専門技術者は、これらを兼ねることができます。

ただし、共同企業体としてこの工事の入札に参加する者にあつては、共同企業体構成員のいずれかと3か月以上の雇用関係にある者とします。

8 その他

入札説明書に記載されている条件を満たしていること。

### 第3 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
入札説明書等の交付 ※管財課のホームページからダウンロードしてください。	令和 8年 4月28日 ～ 令和 8年 6月26日	ホームページ <a href="https://www.pref.nara.lg.jp/n024/p156000.html">https://www.pref.nara.lg.jp/n024/p156000.html</a>
現場説明書等の交付 ※管財課のホームページからダウンロードしてください。	令和 8年 4月28日 ～ 令和 8年 6月26日	ホームページ <a href="https://www.pref.nara.lg.jp/n024/p156000.html">https://www.pref.nara.lg.jp/n024/p156000.html</a>
設計図書等の閲覧	令和 8年 4月28日 ～ 令和 8年 5月13日 午前9時～午後4時	閲覧場所 奈良市登大路町30番地 奈良県本庁舎主棟地下1階 奈良県総務部管財課保全係 電話0742-27-8551
設計図書等の貸出 ※閲覧時に申出した者のみ	令和 8年 4月28日 ～ 令和 8年 5月13日 午前9時～午後4時	貸出場所 奈良市登大路町30番地 奈良県本庁舎主棟地下1階 奈良県総務部管財課保全係
設計図書等の返却	令和 8年 6月25日まで 持参又は書留郵便によります。	返却先 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県本庁舎主棟地下1階 奈良県総務部管財課保全係
設計図書等に関する質問の受付 ※質問は、設計図書等に関することに限ります。	令和 8年 5月14日 午前10時～午前11時 <u>電子メールに限ります。</u>	送付先メールアドレス kanzai@office.pref.nara.lg.jp  奈良県総務部管財課長あて ※様式は別紙によります。
質問に対する回答 ※管財課のホームページからダウンロードしてください。	令和 8年 5月21日 (予定)	ホームページ <a href="https://www.pref.nara.lg.jp/n024/p156000.html">https://www.pref.nara.lg.jp/n024/p156000.html</a>
競争入札参加申込書の提出(様式S0)	令和 8年 5月22日 ～	送付先 〒630-8501

	令和 8年 5月28日 午後5時まで 書留郵便に限ります。	奈良市登大路町30番地 奈良県総務部管財課長あて
競争入札参加資格確認申請書（様式S1-1又はS1-2）及び競争入札参加資格確認資料の提出 ※共同企業体としてこの業務の工事に参加する場合は、共同企業体の構成に関する協定書（様式S2）及び共同企業体の代表者に対する委任状を同封してください。	令和 8年 5月22日 ～ 令和 8年 5月28日 午後5時まで（期限までに到達したもののみ有効。） 書留郵便によります。 ※封筒の表に<業者名（共同企業体名称）>、<開札日>、<工事名>及び<工事番号>を朱書きしてください。	送付先 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県総務部管財課長あて
競争入札参加資格の確認通知	令和 8年 6月 5日	書面により通知します。（様式S0に記載の担当者へメールにて送付します）
競争入札参加資格の適否に対する理由の説明請求（欠格とされた者のみ）	令和 8年 6月 8日 午後4時まで 任意の書面持参に限ります。	提出先 奈良市登大路町30番地 奈良県本庁舎主棟地下1階 奈良県総務部管財課保全係
競争入札参加資格の適否に対する理由の回答	令和 8年 6月 9日	書面により通知します。（様式S0に記載の担当者へメールにて送付します）
技術提案書等の提出	令和 8年 6月11日 午後5時まで（期限までに到達したもののみ有効。） <u>書留郵便に限ります</u> ※封筒の表に<業者名（共同企業体名称）>、<開札日>、<工事名>、<工事番号>及び「 <u>技術提案書在中</u> 」を朱書きしてください。	送付先 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県総務部管財課長あて
<u>入札書、入札金額の内訳書</u> ※及び配置予定技術者等申告書の提出	令和 8年 6月 5日 ～ 令和 8年 6月25日	送付先 〒630-8501 奈良市登大路町30番地

<p>※所在地、商号又は名称、工事番号、工事名、工事場所とともにレベル1から3までの記載をしてください。</p>	<p>午後5時まで（期限までに到達したもののみ有効。） 書留郵便に限ります。 ※入札書は二重封筒とし、表封筒に&lt;業者名(共同企業体名称)&gt;、&lt;開札日&gt;、&lt;工事名&gt;、&lt;工事番号&gt;及び「入札書在中」を朱書きするとともに中封筒に入札書、入札金額の内訳書及び配置予定技術者等申告書を入れ、直接提出する場合と同様に封筒等の処理をしてください。</p>	<p>奈良県総務部管財課長あて  ※この工事の入札において使用する「工事費内訳書」及び「配置予定技術者等申告書」の様式を作成していますので、工事費内訳書及び配置予定技術者等申告書は、必ずこの様式を使用のうえ、入札説明書「9 工事費内訳書に関する事項」及び「10 配置予定技術者等申告書に関する事項」に留意して作成してください。</p>
<p>開札</p>	<p>令和 8年 6月26日 午前10時</p>	<p>開札場所 奈良市登大路町30 奈良県本庁舎 主棟1階 入札室 ※会場の都合により、傍聴は1者につき1名までとします。</p>

※上記の期間は、奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」といいます。）及び正午から午後1時までを除きます。

#### 第4 競争入札参加資格の確認

入札参加者は、入札説明書に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。）を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

#### 第5 技術提案書等の内容確認

- 1 入札参加者は、第3の「技術提案書等の提出」に定めるとおり技術提案書等を書留郵便により提出し、内容確認を受けなければなりません。
- 2 技術提案書等のうち、企業の施工実績等に関する具体的な評価内容については落札者決定基準のとおりとします。
- 3 期限までに第3において指定する先に技術提案書等を提出しない者及び技術提案書等が適正でない者、若しくは提案を求めている事項が1つでも欠落している者は、この工事の入札に参加することができません。

## 第6 その他

### 1 落札者の決定方法等

この工事の総合評価に関する評価方法、評価項目及び評価内容は次のとおりとします。

- (1) 入札参加者の「標準点」を100点とし、技術提案による「加算点」の最高点を落札者決定基準の加算点合計点として評価するものとします。
- (2) 「加算点」は、落札者決定基準のとおり、評価項目ごとの評価及び配点に応じて与えます。
- (3) 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と落札者決定基準の評価項目ごとの評価及び配点によって得られる「加算点」の合計（「技術評価点」といいます。）を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（「評価値」といいます。）をもって行います。

### 2 入札の無効

第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効又は失格とします。

### 3 問い合わせ先等

〒630-8501 奈良市登大路町30番地  
奈良県総務部管財課保全係  
電話 0742-27-8415（直通）

### 4 その他

(1) 詳細は、入札説明書によります。

(2) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届出書」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続を行ってください。

(3) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりです。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次の各号のいずれかの方式によらなければならない。

- (ア) doc形式（MicrosoftWord2013で読み取りが可能なものに限る。）
- (イ) docx形式（MicrosoftWord2013で読み取りが可能なものに限る。）
- (ウ) xls形式（MicrosoftExcel2013で読み取りが可能なものに限る。）
- (エ) xlsx形式（MicrosoftExcel2013で読み取りが可能なものに限る。）
- (オ) pdf形式（Adobe ReaderXIで読み取りが可能なものに限る。）
- (カ) jtd形式（一太郎Proで読み取りが可能なものに限る。）

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとみなす。

- エ 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」という。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合には、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。